

エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version 1.4」認定基準の軽微な改定について

エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version 1.4」について、以下の〔ごみ箱および名札（その他の家庭用園芸用品）〕のとおり軽微な改定を行う。

ごみ箱は、グリーン購入法の調達物品判断基準の見直しにより、再生材料配合率が70%以上とされ、類型・基準制定委員会のガイドラインに則り、基準値を見直すもの。

名札は、エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 version2」からの移行に伴い、認定製品の再生材料配合率に関する基準値を50%から60%に引き上げて適用することとなり、技術的障壁となるため、基準値を見直すもの。

（以下の改定案は、審議事項を明確にするため、案件ごとに分けて記載しています。改定は(15)中に一つにまとめて記載します。）

1. ごみ箱

改定（下線部を追加）

(15)プラスチックは、原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料のみを使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が50%以上であること。他材料との配合使用および再生ポリマとバージンポリマとの配合使用を認める。

ただし、原料ポリマとして、プレコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中のプレコンシューマ材料からなる再生ポリマの質量割合が60%以上であること。

フィルム製品は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が40%以上であること。

台所流し台水切り用濾紙袋は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が20%以上であること。

ごみ箱は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が70%以上であること。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料のみを使用するごみ箱は、製品に使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が60%以上であること。

「廃食用油吸収材」、「食用油ろ過器」、「ゴム製履物」、「プラスチック製履物」、「スポーツ専用靴」および「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は、本項目を適用しない。

2. 名札（その他の家庭用園芸用品）

名札は、エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 version2」からの移行に伴い、認定製品の再生材料配合率に関する基準値を 50%から 60%に引き上げて適用することとなり、対応困難であるため、基準値を見直すものです。

改定

(15)プラスチックは、原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料のみを使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 50%以上であること。他材料との配合使用および再生ポリマとバージンポリマとの配合使用を認める。

ただし、原料ポリマとして、プレコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中のプレコンシューマ材料からなる再生ポリマの質量割合が 60%以上であること。

フィルム製品は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 40%以上であること。

台所流し台水切り用濾紙袋は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 20%以上であること。

合成紙製品は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 50%以上であること。

「廃食用油吸収材」、「食用油ろ過器」、「ゴム製履物」、「プラスチック製履物」、「スポーツ専用靴」および「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は、本項目を適用しない。

2007年4月13日改定

以上